

高梁市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

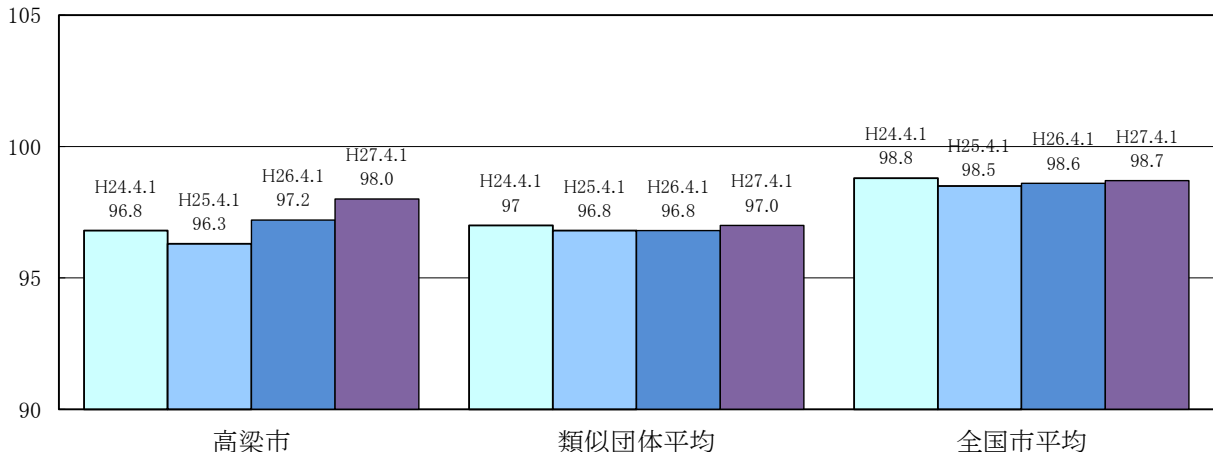
区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	(参考) 25年度の人件费率
26年度	32,949人	26,444,274千円	511,199千円	4,123,297千円	15.59%	16.25%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	486人	1,645,433千円	321,265千円	680,759千円	2,647,457千円	5,447千円	5,737千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み
 初任給の引き上げ等による。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

【実施】 未実施

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.03%引下げ。医療職給料表(一)を除くすべての給料表の水準を引下げ。高位号給は最大4.5%程度の引下げ。激変緩和のため、経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

平成27年4月1日制度導入時点では、東京都特別区18%、大阪府大阪市15%、岡山市3%であったが、給与改定後は、平成27年4月に遡及し、東京都特別区18.5%、大阪府大阪市15.5%、に引き上げ。

③ その他の見直し内容

単身赴任手当を新設。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(27年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高梁市	43.3 歳	327,900 円	422,364 円	354,111 円
岡山県	43.3 歳	338,046 円	420,668 円	368,462 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	42.8 歳	322,071 円	377,770 円	346,741 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
高梁市	51.1 歳	53 人	313,500 円	342,559 円	322,353 円	-	- 歳	- 円	-
うち用務員	50.8 歳	6 人	345,000 円	390,116 円	363,733 円	用務員	54.6 歳	200,300 円	1.95
うち自動車運転士	55.0 歳	3 人	309,100 円	375,800 円	316,767 円	自家用乗用自動車 運転者	43.9 歳	297,700 円	1.26
うち清掃職員	49.0 歳	8 人	356,300 円	408,375 円	382,725 円	廃棄物処理業従業員	44.9 歳	289,500 円	1.41
うち学校給食員	50.3 歳	16 人	308,800 円	324,907 円	315,894 円	調理士	41.7 歳	223,100 円	1.46
うちその他	50.9 歳	20 人	290,200 円	309,468 円	290,200 円	-	- 歳	- 円	-
岡山県	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	-	- 歳	- 円	-
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	- 円	328,318 円	-	- 歳	- 円	-
類似団体	50.2 歳	19 人	308,367 円	332,564 円	320,380 円	-	- 歳	- 円	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値の比較)		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
高梁市	-	-	-
うち用務員	6,249,792 円	2,774,400 円	2.25
うち自動車運転士	5,908,800 円	3,979,600 円	1.48
うち清掃職員	6,468,900 円	3,952,300 円	1.64
うち学校給食員	5,222,184 円	3,109,700 円	1.68
うちその他	- 円	- 円	-

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成24～26年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された
期末・勤勉手当、民間においては年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職(幼稚園)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高梁市(幼稚園)	34.5 歳	264,300 円	290,915 円
岡山県(小・中学校)	43.3 歳	371,848 円	408,206 円
類似団体	40.1 歳	293,969 円	321,116 円

④税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高梁市	37.7 歳	289,800 円	378,165 円	310,459 円
岡山県	- 歳	- 円	- 円	- 円
国	43.6 歳	372,431 円	- 円	444,828 円
類似団体	38.9 歳	293,718 円	369,676 円	312,351 円

⑤福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高梁市	38.9 歳	277,700 円	324,138 円	286,276 円
岡山県	- 歳	- 円	- 円	- 円
国	42.3 歳	332,279 円	- 円	381,205 円
類似団体	41.3 歳	292,706 円	317,519 円	302,251 円

⑥消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高梁市	40.2 歳	309,700 円	361,830 円	338,265 円
類似団体	36.9 歳	284,528 円	344,666 円	309,010 円

⑦医師・歯科医師職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高梁市	51.0 歳	672,100 円	1,266,750 円	717,950 円
岡山県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	50.8 歳	493,236 円	— 円	822,932 円
類似団体	49.1 歳	539,304 円	1,380,862 円	764,871 円

⑧看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高梁市	44.3 歳	305,400 円	347,776 円	314,705 円
岡山県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	46.7 歳	316,503 円	— 円	346,447 円
類似団体	41.3 歳	305,924 円	352,582 円	317,228 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区分	学歴	高梁市	岡山県	国
一般行政職	大学卒	178,200 円	185,500 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	148,600 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	— 円	— 円
	中学卒	135,600 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(27年4月1日現在)

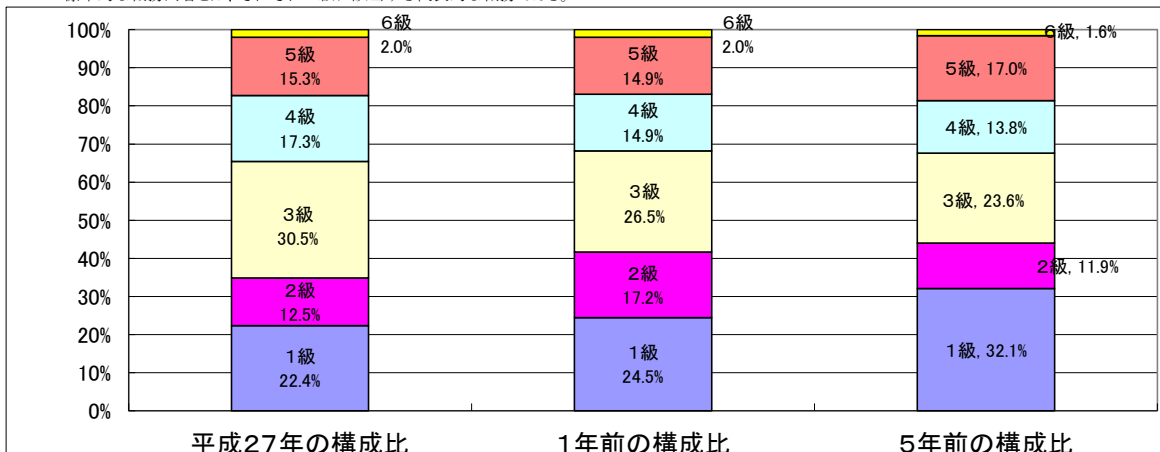
区分	学歴	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	266,600 円	354,200 円	384,000 円	426,300 円
	高校卒	248,500 円	317,900 円	361,600 円	403,700 円
技能労務職	高校卒	— 円	292,800 円	356,300 円	327,300 円
	中学卒	— 円	269,600 円	316,300 円	316,800 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成27年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給与月額	最高号級の給与月額
6 級	部長の職務又はこれに相当する職務	6人	2.0%	362,100円	479,500円
5 級	1. 部次長の職務又はこれに相当する職務 2. 課長の職務又はこれに相当する職務	45人	15.3%	317,800円	447,600円
4 級	主幹、課長補佐の職務又はこれに相当する職務	51人	17.3%	287,000円	412,900円
3 級	主査、係長の職務又はこれに相当する職務	90人	30.5%	248,800円	392,100円
2 級	主任の職務又はこれに相当する職務	37人	12.5%	236,300円	383,700円
1 級	主事、技師、消防士、教諭の職務又はこれに相当する職務	66人	22.4%	133,100円	293,300円

(注)1 高梁市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

「高梁市職員の給与に関する条例」及び「高梁市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」に基づき、昇給等を実施している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高梁市		岡山県		国	
1人当たり平均支給額(26年度) 1,393 千円		1人当たり平均支給額(26年度) 1,648 千円		—	
(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.50 月分 (1.45)月分 (0.7)月分		(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分		(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

なし

(2) 退職手当(27年4月1日現在)

高梁市				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分		勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分		勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	
勤続35年	41.325 月分	49.49 月分		勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	
最高限度額	49.59 月分	49.49 月分		最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし) 定年前早期退職特例措置(2～45%加算)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～45%加算)			
1人当たり平均支給額		2,946 千円		21,855 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員(普通会計)に支給された平均額である。

(3) 地域手当(27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)				431 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)				431 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数		国の制度(支給率)	
東京都特別区	18.0 %	1	人	18.0 %	
大阪府大阪市	15.0 %	0	人	15.0 %	
岡山県岡山市	3.0 %	0	人	3.0 %	
地域手当補正後ラスパイレ指数				98.0	
(ラスパイレ指数)				98.0	

(注) 地域手当補正後ラスパイレ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレ指数。
(補正前のラスパイレ指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		10,921	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		79,715	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		21.6	%	
手当の種類(手当数)		14		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(26年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務従事職員の特殊勤務手当	税務職員	訪問して市税の滞納整理に従事したとき	24千円	日額 250円
感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当	作業従事職員	①感染症の病原体に汚染されている区域において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護、感染症の病原体に汚染された患者若しくは汚染されているおそれのある家畜又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いがある物件の処理作業に従事したとき。 ②保健師である職員が、結核患者の家庭を訪問して保健指導の業務に従事したとき。	0千円	日額 290円
清掃作業従事職員の特殊勤務手当	清掃の作業従事職員	し尿処理、塵あいの収集又は焼却作業に従事したとき	1,680千円	日額 1,050円
社会福祉事務従事職員の特殊勤務手当	社会福祉事務所に勤務する職員で要保護者の面談業務に従事した現業の職員	要保護者に対して生活指導のために面談業務に従事したとき	146千円	日額 200円
検視、死体処理従事職員の特殊勤務手当	作業従事職員	糞死、溺死、縊死その他変死者の検視立会いし、又はその処理に従事したとき	0千円	日額 検視 1,600円
			0千円	日額 死体処理1,000円
火葬作業従事職員の特殊勤務手当	火葬の作業従事職員	火葬作業に従事したとき	0千円	日額 1,000円
犬、ねこ及び猿の死体処理従事職員の特殊勤務手当	作業従事職員	へい死した犬、猫及び猿の処理に従事したとき	48千円	1回につき 420円

長寿園、成羽川荘、鶴寿荘及びグリーンハイツ成羽川に勤務する職員に対する特殊勤務手当	長寿園、成羽川荘、グリーンハイツ成羽川に勤務する保健師、看護師、介護福祉士、支援員	入所者の汚物処理業務に従事したとき	251千円	日額	100円
	鶴寿荘に勤務する保健師、看護師、介護福祉士、支援員		977千円	日額	300円
救急業務従事職員の特殊勤務手当	業務従事職員	救急に出動し、搬送に従事したとき	2,027千円	1回につき	400円
	業務従事職員(救命救急)		17千円	1回につき	670円
夜間通信業務従事職員の特殊勤務手当	消防職員の交替制勤務者	午後10時から午前5時までの間に通信業務に従事したとき	186千円	日額(2時間未満)	250円
			864千円	日額(2時間以上)	400円
診療放射線技師等の特殊勤務手当	レントゲン技術又はその補助に従事する職員	レントゲンを使用して有害放射線の影響を受ける作業に直接従事したとき	0千円	日額	330円
夜間看護業務従事職員の特殊勤務手当	成羽病院の病棟に勤務する看護師、准看護師、看護助手及び成羽川荘、鶴寿荘、グリーンハイツ成羽川に勤務する看護師、准看護師、介護福祉士、支援員、看護助手	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき	0千円	1回につき(2時間未満のとき)	2,000円
			2,120千円	1回につき(2時間以上4時間未満のとき)	2,900円
			2,412千円	1回につき(4時間以上のとき)	3,300円
医師の特殊勤務手当	医療職給料表(一)の適用を受ける職員	医療業務に従事したとき	5,868千円	院長 月額	700,000円以内
			9,072千円	副院長 月額	600,000円以内
			0千円	所長 月額	600,000円以内
			3,984千円	医長 月額	550,000円以内
			12,085千円	医員 月額	550,000円以内
訪問看護待機職員の特殊勤務手当	訪問看護ステーションに勤務する職員	利用者からの緊急連絡等に対処するため、正規の勤務時間外において自宅等で待機したとき	245千円	勤務日勤務時間外	1,000円
			242千円	休日	2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	140,776千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	316千円
支給実績(25年度決算)	134,100千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	277千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)
扶養手当	配偶者、子どもなどの区分により6,500円～13,000円	同	—	61,713千円	218,840円
住居手当	借家などに限り、月額最高27,000円	同	—	31,520千円	236,992円
通勤手当	交通機関利用者は6月定期券相当額(最高月額40,000円×6月)、自動車・自動二輪等(片道2km以上)利用者は、距離数により支給。	異	距離数による	65,824千円	133,789円
管理職手当	階級により23,000～50,000円 但し、条例により減額実施 実施期間平成22年1月1日～平成27年3月31日 削減後手当額:階級により21,390～42,500円	異	級による定額	41,046千円	264,813円

5 特別職の報酬等の状況(27年4月1日現在)

区分	給料	月額	額	等
給料	市長	664,000円	1,010,000円/	440,000円
		(830,000円)		
	副市長	603,000円	800,000円/	552,000円
		(670,000円)		
報酬	議長	404,000円	528,000円/	304,000円
		(425,000円)		
	副議長	339,000円	450,000円/	264,000円
		(357,000円)		
議員	325,000円	420,000円/	249,000円	
	(342,000円)			
期末手当	市長	3.85月分(27年度支給割合)		
	副市長	3.3月分(27年度支給割合)		
	議長			
退職手当	市長	(算定方式)		(支給時期)
		給料月額×在職期間1年につき100分の500	任期ごと	
	副市長	給料月額×在職期間1年につき100分の300	任期ごと	
備考				

(注)1 給料及び報酬の()内は、特別措置を行う前の金額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

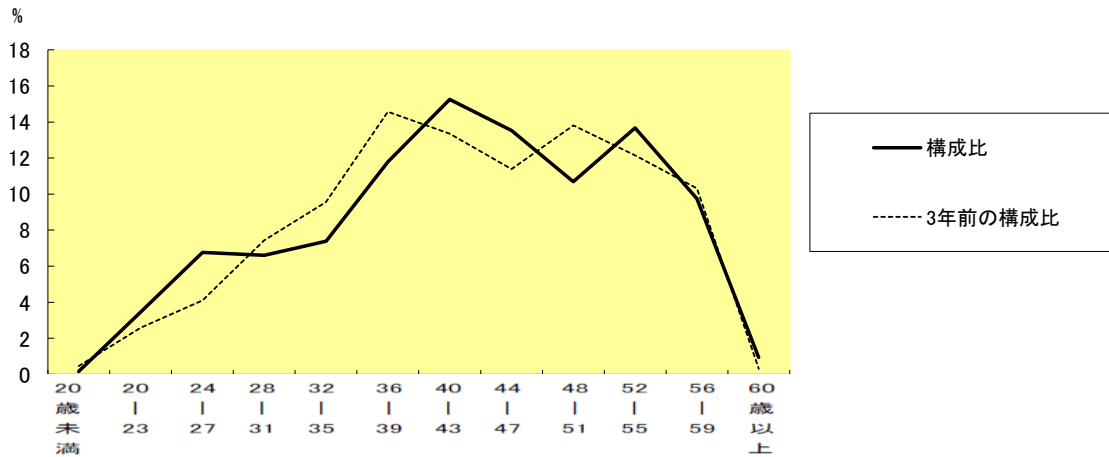
(各年4月1日現在)

区 分 部 門	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
	平成26年	平成27年			
一般行政 部門	議 会	5	5	0	
	総 務	101	102	1	体制強化
	税 務	17	17	0	
	農林水産	35	34	△ 1	事務の統廃合
	商 工	8	9	1	体制強化
	土 木	38	36	△ 2	事務の統廃合
	民 生	86	87	1	体制強化
	衛 生	33	31	△ 2	事務の統廃合
	小 計	323	321	△ 2	<参考>人口1万人当たり職員数97.42人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 69.27人)
特別行政 部門	教 育	93	91	△ 2	事務の統廃合
	消 防	67	67	0	
	小 計	160	158	△ 2	
	普通会計計	483	479	△ 4	<参考>人口1万人当たり職員数145.38人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 91.01人)
公営企業 等会計部 門	病院	87	85	△ 2	退職者の不補充
	水道	10	10	0	
	下水道	7	6	△ 1	事務の統廃合
	その他	54	56	2	体制強化
	小計	158	157	△ 1	
	合 計	641 [652]	636 [652]	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 193 人

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(27年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	22人	43人	42人	47人	75人	97人	86人	68人	87人	62人	6人	636人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	過去5年間の 増減数(率)
一 般 行 政	346	339	331	324	323	321	△ 7.23
教 育	100	99	93	95	93	91	△ 9.00
消 防	64	65	65	67	67	67	4.69
普 通 会 計 計	510	503	489	486	483	479	△ 6.08
公 営 企 業 会 計 計	168	168	170	161	158	157	△ 6.55
總 合 計	678	671	659	647	641	636	△ 6.19

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。